

高齢者及び障害者虐待防止のための指針

医療法人社団トータルライフ医療会
トータルライフ訪問看護ステーション雷門

1. 基本方針

トータルライフ訪問看護ステーション雷門（以下「事業所」という。）では、利用者の権利と尊厳を尊重し、利用者が安心してサービスを受けられる環境を整えます。また、全スタッフが虐待防止の重要性を深く認識し、定期的な研修を通じて虐待の兆候を早期に発見し対応等に努め、安全で信頼できるケアを提供するため、スタッフは常に専門的かつ倫理的な態度で業務に取り組み、問題が発生した場合には迅速かつ適切に対応します。これにより、事業所は利用者が安心して暮らせる社会に貢献します。高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対応が必要な状況についても「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とします。

2. 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で、利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること

3. 虐待防止に係る検討委員会の設置

当事業所は、虐待及び虐待と疑われる事案（以下、「虐待等」という）の早期発見、発生防止等に取り組むにあたって「虐待防止検討委員会（以下、委員会）」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発を防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

(2) 虐待防止検討委員会の構成委員

- ・委員長は管理者が務める。
- ・委員会の委員は、委員長が事業所内より2～3人程度選出する。

- (3) 虐待防止検討委員会の開催
 - ・委員会は、委員長の招集により、年1回以上開催する。
 - ・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。
- (4) 虐待防止検討委員会の審議事項
 - ①虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関する事
 - ②虐待防止のための職員研修に関する事
 - ③虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
 - ④虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関する事
 - ⑤虐待が発生した場合の対応に関する事
- (5) 虐待防止の担当者の選任
虐待防止の担当者は、管理者とする。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底する内容とする。

- (1) 定期的な研修の実施（年1回以上）する。
- (2) 新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、出席者を記録し、電磁的記録等により保存する。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市区町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に務める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の家庭内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (3) 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに市区町村へ報告しなければならない。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、真摯に受け止め、これを速やかに解決できるよう、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。

8. 利用者等に対する指針の閲覧

求めに応じていつでも事業所内で本指針を閲覧できるようにする。また、事業所内ホームページにも公開し、利用者及び家族等がいつでも自由に閲覧できるようにする。

この指針は、令和5年12月1日より施行する。